質問と回答（業務内容に関するもの）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 実施要領の該当箇所・ページ番号 | 業務の名称（機能の名称） | 仕様書の該当箇所・ページ番号 | 質問内容 | 回答 |
| 1 | 参加表明手続・P.3 |  |  | 契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス、特記仕様書等）を添付すること。 ⇒契約内容が確認できる資料というのはシステムの利用マニュアルでもよいのでしょうか。 | 過去3年間の類似の業務実績を証するために、実績自治体との契約書の写しをご提出ください。また、当該契約の仕様書等を添付し、詳細についてご提示ください。システムの利用マニュアルは、仕様の補足とはなり得ますが、単体では要件を満たしません。 |
| 2 | 二次審査（プレゼンテーション審査）・P.5 |  |  | テレビ会議でのプレゼンは可能か。 | 二次審査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面以外の方法での実施を検討中です。実施方法が決定しましたら、提案者に対して改めて通知いたします。 |
| 3 | 参加表明手続・P.3 |  |  | 「業務実績一覧」と「配置予定技術者」とありますが、これは連名相手の実績も弊社の成績とひとつにまとめて提出してよいのでしょうか。それとも弊社は弊社、連名相手は連名相手単体での提出が良いのでしょうか。 | 本業務への参加に当たり、コンソーシアムでの参加を妨げるものではありませんが、構成企業のうち、単独で参加資格要件を満たす者が少なくとも１者存在する必要があります。業務実績一覧及び配置予定技術者については、各々の企業に分けて記載してください。 |
| 4 | 参加表明手続・P.3、3 参加資格・Ｐ.1～2 |  |  | 参加資格に「本業務と類似する業務実績が2件以上あること」とありますが、これは連名相手含めて考えてもよろしいのでしょうか。 | 質問番号３の回答前段をご参照ください。 |
| 5 | 質疑について・P.4 |  |  | 参加表明手続きの書類を提出したのちに記入間違いがあった場合は、メールかなにかで通知がされるのでしょうか。また、その際提出期限の延長などあったりするのでしょうか。 | 参加表明手続きに係る書類は、１０月１９日（火）までを期限として受付時に審査を行います。なお、業務実績等の評価に関わることについて、提出期限を過ぎてからの追加・修正は原則認められません。 |
| 6 | 2ページ | ３　参加資格⑺ |  | 「3 参加資格」に「(7) 平成30年度から令和2年度までの過去3年間の業務実績のうち、本業務と類似する業務実績が2件以上あること。」とあります。業務実績が２件に満たない場合は参加することはできないでしょうか。 | 過去3年間の業務実績が2件に満たない場合、参加資格を満たさないため、参加いただいたとしても失格となります。 |